

事務所通信 リソース

7月号 VOL. 15

税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : cyuou@csk-i.com



いつもお世話になります。夏の土用の頃、日照り続きのあとに降る恵みの雨を「喜雨（きう）」または「慈雨（じう）」といいます。時に雨は大きな災害を招いてしまうこともありますが、一方では田畑を潤し、自然を育て、飲み水となって人の命を育みます。電力と共に水の需要が増える夏、節水も同様に心がけたいですね。

【使わずに税金は「毎月約1万円」】

私たちが納める税金は暮らしの様々なところで使われています。医療や年金、福祉などの社会保障費、道路や環境整備などの公共事業費、国の防衛のための防衛費、文教や科学技術発展のための文教科科学振興費などいろいろとあります。そして、小学校や中学校などの教育にも税金が使われています。では、その教育にはどれだけの税金が使われているのでしょうか？学校では、机、イス、黒板などの備品や教科書、電気や水道、校舎の維持管理費、職員の人件費など多くの費用が必要となります。公立学校の教育費は国、都道府県、市町村で負担します。例えば、教師の給料は国が3分の1で都道府県が3分の2、教科書については国が全額、校舎の修理は市町村が全額、器具などは国と市町村で半分ずつといったように負担の割合が決められています。

これらの教育費を合計して、一年間に児童・生徒一人当たりどれくらい税金が使われているかを計算した結果が次の数字です。

小学生で約84万円。中学生では約96万円になります。全日制の公立高校でも約90万円くらいに

なりますから、小学校に入学してから高校を卒業する十二年間では、1000万円以上の税金が使われていることになります。こうしてみると私たちは、教育のために国民一人一人の大事な税金をたくさん使い支えられながら大人になったことが分かりますね。



【破格の割引で利用者急増の「クーポン共同購入サイト」】

クーポン共同購入サイトは、割引や特典付きクーポン券の購入希望者をインターネットで募り、一日から数日の限定期間内に一定数が集まれば取引が成立する仕組みです。通常の50~90%割引のクーポンが時々刻々と登場し、利用者は急増しています。クーポンを提供するのは小売店や飲食店だけでなく、美容室やレジャー施設、スクールなど多種多様。破格の割引でユーザーの心をつかみ、企業は集客力や宣伝手段を得るといふ両者のメリットが共存するビジネスです。



【そこに意味はあるのか？】

「やる気が失せる瞬間」というものがあります。時間があればジグソーパズルをやっていたAさんはある日、友人に「それって何の意味があるの？」と訊かれ、その瞬間「もうやめよう」と思ったそうです。自分はジグソーパズルが好きなわけではなく単なる暇つぶしだった。それに気づいてしまったら途端に虚しくなってしまったのです。今やっていることの目的が見えなくなったとき、人はやる気を失います。大昔のローマには、穴を掘っては埋め、埋めてはまた掘ることを延々と続けさせる刑罰があったそうです。肉体的な苦痛を与えることだけが目的ではありません。人は無意味なことを繰り返しさせられることに耐えられないからです。穴掘り刑罰の目的はむしろ精神的な苦痛を与えることにあり、実際に気が狂ってしまった囚人もいたようです。この刑罰は、目的のない行為がいかに虚しいかを象徴しています。もしも穴掘りに「井戸を作れ」という大義名分があったら、実際の行為はともかく囚人にとっては救いだったかもしれせん。しかし、それでは刑罰になりません。では、「これは体を鍛えるためのエクササイズなんだ」と自分に言い聞かせてみたらどうだったでしょう。刑期を終えて外に出たとき、体が鈍っているのは話にならない。穴掘り刑罰を利用して今から体を鍛えておこう。そんなふうに考えれば、その瞬間から穴掘りの意味はまったく変わってくるはずです。

また、目的を見つけたことで取り組む姿勢も変わってくるでしょう。冒頭のAさんも最初から「暇つぶし」を目的にジグソーパズルをしていたら、「何の意味があるの？」という問いかけに動揺することはなかったのです。「意味がない」のではなく「意味を見いだせなかった」自分にやる気を失ったのでしょう。目的や意味はあらかじめ用意されているものではありません。他人が与えてくれるものでもありません。商売が大変なときは「こんなことをして意味があるのか」と思いがちですが、目的や意味は自分で見いだすものです。今やっていることの意味を見いだせたとき、必ずそこには大きな価値が生まれます。



社労士がズバリ！職場のQ&A

【新入社員の有給休暇はいつからもらえるの？】

Q この春、新卒で正社員としてソフトウェア開発会社に入社しました。お盆に高校の同窓会があるため、夏休みを利用して実家に帰省するつもりです。そこで、入社以来初めての有給休暇を取得し、夏休みを1日伸ばして帰省したい旨を上司に相談したところ、「君にはまだ有給休暇はないよ」と言われました。私はまだ有給休暇をもらえないのでしょうか？

A 初めての夏休み。慣れない仕事の疲れを取り、リフレッシュして次の仕事に臨みたいですね。有給休暇は正式には「年次有給休暇」と言い、労働力を提供しなくとも賃金が支払われるという点で休日とは決定的に異なります。この年次有給休暇が付与される条件は、1. 雇入れの日から6ヶ月間雇用契約が続いていること 2. 所定労働日の8割以上出勤していること大きくこの2点です。今回のケースでは、これらの条件を満たせば、雇入れの日から6ヶ月後に10日の年次有給休暇を取得できる権利が発生します。なお、これは法律上の最低基準ですから、6ヶ月が経過しなくても休暇を付与する会社もありますし、日数も多く与えている会社もあります。会社の就業規則を改めて確認し、不明な点は確認してみたいはいかがでしょうか。

